

# 読書会「安保法制違憲訴訟を読む」



2018年1月9日

山口あずさ

東京ボランティア市民活動センターにて

# 安保法制 11本の法律

- 国際平和協力支援活動法(新規制定)
- 平和安全法制整備法(一部改正を束ねたもの)
  1. 自衛隊法
  2. 国連平和維持活動協力法(PKO協力法)
  3. 重要影響事態安全確保法 旧:周辺事態安全確保法
  4. 重要影響事態等船舶検査活動法  
旧:周辺事態船舶検査活動法
  5. 事態対処法 旧:武力攻撃事態対処法
  6. 米軍等行動関連措置法 旧:米軍行動関連措置法
  7. 特定公共施設利用法
  8. 外国軍用品等海上輸送規制法
  9. 捕虜取扱い法
  10. 国家安全保障会議設置法

○ 今まで違憲とされていた集団的自衛権を認めた！  
○ 憲法改正手続き経ずに実質的な憲法改正を行った！

# 国家賠償請求

- 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件
- 訴訟物の価額 **金4570万円**(10万円×457名)
- 貼用印紙代 **金15万8000円**

(参考:差止)

- 自衛隊出動差止め等請求事件
- 訴訟物の価額 **金680万円**(160万円+10万円×52名) ← もっと高い
- 貼用印紙代 **金3万8000円**

(参考:差止追加提訴)

- 安保法制違憲・駆け付け警護等差止請求事件
- 訴訟物の価額 **金2億2080万円**(160万円×3×46名)
- 貼用印紙額 **金68万3000円**

- 手数料額早見表(単位:円)

[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/315004.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/315004.pdf)

# 差止追加提訴時の印紙

68万3千円



# 国家賠償法

昭和二十二年十月二十七日法律第二百五号

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、**国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。**

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、[民法](#)の規定による。

第五条 国又は公共団体の損害賠償の責任について[民法](#)以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

# 【国賠訴訟】請求の趣旨と答弁

## 【請求の趣旨】

1. 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

## 【答弁】

1. 原告らの請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告らの負担とする。
3. 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達されて後14日経過した時とすることを求める。

# (参考) 行政事件訴訟法

(抗告訴訟)

第三条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

7 この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

(差止めの訴えの要件)第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

- 2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。
- 3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。
- 4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。
- 5 差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

# (参考)【差止訴訟】請求の趣旨

1. 内閣総理大臣は、自衛隊法76条1項2号に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させてはならない。
  2. 防衛大臣は、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の実施に関し、
    - ① 同法6条1項に基づき、自ら又は他に委任して、同法3条1項2号に規定する後方支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。
    - ② 同法6条2項に基づき、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等(自衛隊法8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)に命じて、同法3条1項2号に規定する後方支援活動として、自衛隊による役務の提供を実施させてはならない。
  3. 防衛大臣は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の実施に関し、
    - ① 同法7条1項に基づき、自ら又は他に委任して、同法3条1項2号に規定する協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。
    - ② 同法7条2項に基づき、自衛隊の部隊等に命じて、同法3条1項2号に規定する協力支援活動として、自衛隊による役務の提供を実施させてはならない。
  4. 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  5. 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第4項につき仮執行の宣言を求める。



# 【原告】平和を望む国民・市民

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
  - 今を生きる自分自身が未来の自分及び次の世代に、平和な世界を受け渡すという責任を果たせないのではないかという危機感と憤り
- 平和的生存権の侵害（個別的）
  - 予想されるテロ行為等による被害の恐怖
- 人格権の侵害（個別的）
  - 個々人に特有の侵害がある

# 【原告】戦争体験者

- 憲法改正決定権の侵害(共通)
- 平和的生存権の侵害(個別的)
  - 先の戦争を体験しているが  
ゆえの平和へ切実な願い
- 人格権の侵害(個別的)
  - 先の戦争で受け、なお癒されていない深い心の傷
    - ト라우マ
    - フラッシュバック



# 【原告】基地周辺住民

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
  - 真っ先に平和的生存権が侵害される
- 人格権の侵害（個別的）
  - 新安保法制制定の結果として自衛隊が他国の敵となり、わが国が憎悪の対象となった場合
    - 相手国からの反撃
    - テロ行為（もっともターゲットになりやすい）



# 【原告】原子力発電所関係者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）
  - 新安保法制制定の結果として自衛隊が他国の敵となり、わが国が憎悪の対象となった場合
    - テロ行為（もっとも深刻なターゲットとなる）
    - 危険を熟知しているが故の責任感と責任が果たせないことによる自責の苦しみ



# 【原告】ジャーナリスト

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）



- 新安保法制制定の結果として日本がこれまでに培ってきた平和国家としての信頼が失われる
  - 紛争地域での攻撃の危険（じぶん自身及び仲間）  
※生命身体に及ぶ具体的な危険に対する恐怖
  - 危険が高まれば職責が果たせなくなる、あるいは、戦場ジャーナリスト自体がいなくなってしまうことにより、日本社会に情報が伝わらなくなることへの危惧と憤り

# 【原告】公共機関労働者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）
  - 戦争（有事）体制において、国民保護体制のための措置が実施される等、協力を義務付けられる
    - 危険な業務に従事させられる
    - テロのターゲットになる
    - 職業倫理と自己保全の板挟みになる蓋然性が高まる



# 【原告】憲法研究者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）
  - 立憲主義が破棄されることにより、自らが研究し社会のための理論構築してきた憲法解釈が独断的に変更されたことへの深い憤りと苦しみ



# 【原告】宗教者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）
  - 平和を強く希求して宗教活動を行ってきた宗教者としての心を傷つけられ、深い苦しみを味わわされている





# 【原告】教育関係者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）



– 教育現場で平和の大切さを教えてきたもので、教え子が戦争に行くかもしれないことに傷付き苦しんでいる。

- 次の世代への責任をより深く感じていることから、自責の念に苦しまされる。

# 【原告】女性・親たち

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）



－戦争は女性を虐げるのが常であり、子どもが戦場に送られる恐怖は耐え難いものである

# 【原告】若者

- 憲法改正決定権の侵害（共通）
  - 平和憲法が破壊されることへの純粋な怒り
- 平和的生存権の侵害（個別的）
- 人格権の侵害（個別的）
  - 自らが戦争に送り込まれるのではないかという恐怖と不安



# 【原告】その他の被害者

- 憲法改正決定権の侵害(共通)
- 平和的生存権の侵害(個別的)
- 人格権の侵害(個別的)
  - 個別の被害

# 原告たちの思いに対する答弁

- 「原告らの主観ないし意見を述べたものであるから認否の限りではない」。

# 請求原因と認否

## 第1 公務員の職務行為による加害と権利侵害

1. 新安保法制法の制定 ← 認
2. 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出 ← 認
3. 新安保法制法の中心的内容 ← 法律の表層的な表現について、認  
その余は、原告の評価ないし意見であり認否の限りでない。
  - 政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使
  - 他国に対する支援活動を＝略＝広く認めようとする
4. 新安保法制法の制定行為の違憲性 ← 憲法9条と憲法99条の規定について認め、その余は事実の主張ではなく、争点とも関連しないので認否せず
  - 「新安保法制法は憲法9条の平和主義条項に違反し無効」「内閣及び国会が、憲法改正手続きをとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、＝略＝憲法尊条擁護義務に違反し、憲法改正手続きをも潜脱」

# 請求原因と認否

## 第1 公務員の職務行為による加害と権利侵害

5. 新安保法制法の制定過程の反民主主義性 ← 事実関係について認め、その余は、原告の評価ないし意見であり認否の限りでない。
  - 混乱の中で「可決」したとされる異常なものでありました。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものです。
6. 原告らの権利侵害 ← 平和安全法制関連2法が＝略＝施行されたことは認め、その余は、原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、**争う**
  - 「新安保法制の制定は、原告らの」「平和的生存権、人格権を侵害するとともに、」「憲法改正・決定権」をも否定する」
7. まとめ ← **争う。**
  - 同法案の可決、制定は、
    - ①(平和的生存権)を侵害します。
    - ②人格権を侵害します。
    - ③憲法改正・決定権を侵害するものでもあります。

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 1. 新安保法制制定の経緯

- (1) 26・7閣議決定 ← 語句を訂正した上で、認
- (2) 第1段落 ← 語句を訂正した上で、認  
第2段落 ← 条文変更に関する事実関係を認め  
めた上で、「具体的な内容が不明であるので認  
否の限りでない」
- 法案の内容は、基本的に26.7閣議決定に基づくものとなっていますが、それを超えた部分もあり、
- (3) 新安保法制の可決成立 ← 認



# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

#### (1) 集団的自衛権の行使容認

第1段落 ← 法律の制定について認。平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能としてとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。

なお、被告は、

**9条に違反しない！**



#### 集団的自衛権

国際法上違法性が阻却されるもの＝

⇒他国を防衛すること自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められないとの見解を採っている

他国を防衛するための武力行使ではなく、飽くまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自営の措置にとどまる

※答弁書p.8 (ア)2段落目

第2段落 存立危機事態の解釈 ← 認

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

#### (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

← 自衛隊の武力行使につき、過去の政府発言を認め、また、自衛隊が「必要最小限度の実力組織で」あり、「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと解していることは認める。その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

#### 自衛権発動の3要件

- ①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

「争う」じゃないのはなぜ？



# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

(3) 閣議決定と新安保法制による集団的自衛権行使の容認

← 認

- 「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、  
①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、  
②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、  
③必要最小限度の実力の行使をすること」

新三要件

は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、とした。

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性 ← 事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

ア 集団的自衛権の行使の容認は、=略=交戦権の否認に抵触

イ 新3要件=略=極めてあいまい

ウ 集団的自衛権の行使容認は、=略=憲法9条の規範内容を否定する

被告の言う争点とは？

原告らの権利侵害

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 2. 集団的自衛権の行使が違憲であること

(5) 立憲主義の否定 ← 憲法条文の趣旨については、認め、「26・7閣議決定」「27・5閣議決定」及び平和安全法制整備法が立憲主義の根本理念を踏みにじり、憲法96条の改正手続きを潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

被告の言う争点とは？

原告らの権利侵害

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

- (1) 後方支援活動等の軍事色強化 ← 新法制の内容の変更等について認(※タイトルについては、なにも言っていない。軍事色強化であることは認めたのか?)
- (2) 後方支援活動等の武力行使性 ← 事実に関する主張ではなく、認否の限りではない
  - － 後方支援活動＝外国の軍隊に対する物品役務の提供＝**兵站** ＝他国の武力行使と一体になる  
⇒ 憲法9条が禁止する「武力の行使」

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

#### (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア ← 自衛隊イラク派遣差止訴訟(名古屋高裁)の判示及び旧法に関する事実関係のみを認め、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

- 従来の政府解釈では、=略=他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題は生じないとの解釈が行われてきました
- 自衛隊の活動領域を「**非戦闘地域**」に限定
- この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるもの

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

#### (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

イ ← 新法に関する事実関係及び考え方を認め、自衛隊の後方支援活動が憲法9条に違反するとの点は、事実の主張ではなく、争点とも関係しないので、認否の要を認めない。

重要影響事態法  
国際平和支援法

後方支援(現に戦闘行為を行っている現場ではない場所)

- 弾薬の提供
- 戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備

他国軍隊の  
武力行使への直接支援

戦闘の実態に目をつぶった欺瞞

憲法9条に違反することが明らか

政府  
「武力行使の一体化」は生じない



## 請求原因と認否

### 第2 新安保法制は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

#### 3. 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(4) 後方支援活動等の違憲性 ← 事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。

##### － 後方支援活動の実施も憲法9条に違反

- 閣議決定
  - 法律制定
- 立憲主義を踏みにじるもの  
憲法96条の改正手続きを潜脱

国民の憲法改正に関する決定権を侵害

# 請求原因と認否

## 第2 新安保法制法は違憲、制定に係る内閣・国会の行為は違法

### 4. 砂川事件判決について

第1段落 ← 判示について認

第2段落 ← 原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

- 同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、＝以下省略

### 5. 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性 ← 「国賠法上の違法性があるとの主張」は、「争う」

- 集団的自衛権の行使等の根拠となる条項は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らか

# 請求原因と認否

## 第3 原告らの権利侵害

1. 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況
2. 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等
3. 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

← 「平和安全法制整備法によ」る「防衛出動」「自衛隊による後方支援活動」「自衛隊による協力支援活動」が憲法9条に違反するとの主張は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。その余は、いずれも原告らの国賠法上保護された権利又は法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって、本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない。

- 憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきました。＝以下、省略

# 請求原因と認否

## 第3 原告らの権利侵害

### 4. 原告らの権利、利益の侵害(概論)

- (1) 平和的生存権の侵害
- (2) 人格権侵害
- (3) 憲法改正・決定権侵害

### 5. 原告らの権利、利益の侵害(詳論)

- (1) 多様な原告らの権利侵害
- (2) 平和を望む国民・市民
- (3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族
- (4) 基地周辺の住民及び原子力発電所関係者
- (5) ジャーナリスト
- (6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、  
交通・運輸労働者
- (7) 憲法研究所
- (8) 宗教者
- (9) 教育関係者
- (10) 女性や子供を持つ親たち
- (11) 若者
- (12) その他の被害者

→ 否認ないし争う。原告らに国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとはいえない。

# 請求原因と認否

## 第4 原告らの損害

- 原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被りました

→ 争う。

# 請求原因と認否

## 第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1. 公務員の故意・過失
2. 加害行為と損害との因果関係
  - 原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係に係る各主張については、いずれも認否の要を認めない

## 第6 結論 → 争う

- 「金10万円の損害金と」「遅延損害金の支払いを求めます。」

## 第7 さいごに → 原告らの主観、意見であるから、認否の限りでない。

- 「憲法を尊重し擁護する義務を負う裁判所が、「その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められています。」

## 【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

- 一部の原告らに関する主張であるにもかかわらず、原告らの特定がされておらず、認否の限りでない。

# 被告の主張

## 1. はじめに

原告らの請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当である。

## 2. 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

- (1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと
- (2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと
- (3) 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと
- (4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

## 【被告の主張】

権利ないし法的利益の侵害がなければ  
国賠法上の違法を認める余地がない

### 国家賠償制度

個別の国民の権利ないし法的利益の  
侵害を救済するものである



### 国賠法1条1項の違法

- ・前提 当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があること  
→ 権利ないし法的利益の侵害が認められない場合



国賠法上の違法を認める余地はない



## 【被告の主張】

「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない

### 平和的生存権の具体的権利性



原告：具体的権利性が肯定されると主張（名古屋高裁H20.4.17）  
※自衛隊のイラク派遣差止訴訟

被告：最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定している  
⇒ 「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

## 【被告の主張】

「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない



## 人格権の具体的権利性

**原告:**「新安保法制法」により、戦争とテロに直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危機に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されている

**被告:**我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。  
⇒ 「人格権」なるものについても、具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

## 【被告の主張】

「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない

### 憲法改正・決定権の具体的権利性



**原告:**「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかな」らない

**被告:**憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

## 【被告の主張】

「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない



## 憲法改正・決定権の具体的権利性

**原告:**「新安保法制法は、(中略)憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするもの」であるから、「原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利」である「憲法改正・決定権」を侵害する

**被告:**平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものではないことは明らかであって、憲法改正手続きに関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

## 【被告の主張】

「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない

### 付随的違憲審査制



**被告:**「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国人という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰するものというほかなく、これが付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

⇒ 「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることができず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

# 国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
訴状 第1次提訴(2016/4/26)	訴状(2016/4/26)
訴状 第2次提訴(2016/11/22)	
訴状 第3次提訴(2017/8/10)	
<b>答弁書 第1次提訴・第2次提訴・第3次提訴</b>	答弁書
準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)	準備書面1(本件権利侵害の基本構造と答弁書の対応の誤り)
準備書面2(平和的生存権の権利性・被侵害利益性)	
準備書面3(被害論その1)	
	準備書面3(厚木基地判決と差止めの訴えの正当性)
準備書面4(立法不法行為と新安保法制法制定過程の違法性)	
準備書面5(憲法改正・決定権とその侵害による被害)	
	準備書面6(被害論・その1)
準備書面6(被害論その2)	
<b>被告準備書面(1) H29.3.3</b>	
準備書面7(被告準備書面(1)への反論)	

# 国賠・差止 訴状・答弁書・準備書面

[国賠]	[差止]
準備書面8(人格権の被侵害利益性と具体的被害)	準備書面7(同)
	準備書面8(立法不法行為における職務行為基準説と相関関係論について)
準備書面9(駆け付け警護等及び武器等防護について)	訴状(追加提訴)安保法制違憲駆け付け警護等差止請求(2017/8/10)
<b>被告準備書面(2) H.29.6.2</b>	
準備書面10(新安保法制法の違憲性・総論)	準備書面9(同)
準備書面11(新安保法制法の違憲性・各論)	準備書面10(同)
準備書面12(新安保法制法の背景と日本の国家・社会の変容)	準備書面11(同)
準備書面13(違憲審査制と裁判所の役割)	
<b>被告準備書面(3) H29.9.28</b>	被告準備書面(1) H29.7.10
	準備書面12(被告準備書面(1)に対する反論)
	準備書面13(処分性に関する予備的主張)
	被告準備書面(2) H29.10.27
	被告準備書面(3) H29.10.27